

滋賀県住宅確保要配慮者居住支援法人の業務の変更の認可に係る基準

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第61条第1項の規定に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の業務の変更の認可に係る審査基準は以下による。

1 実施計画（国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第1号。以下「共管省令」という。）第42条に規定する実施計画をいう。）の基準（共管省令第43条第3項第1号関係）

「実施計画が、債務保証業務等の適確な実施のために適切なものであること」とは、次の各号の全てに適合していることとする。

- (1) 法第62条第1号および第5号に掲げる業務（以下「債務保証業務等」という。）を実施するために必要な組織、人員および運営の体制が整備されていること。
- (2) 法第2条第1項に規定する住宅確保要配慮者（以下「要配慮者」という。）からの相談に迅速かつ適確に対応できるよう、相談に係る体制が明確に定められていること。
- (3) 県内に事務所を有し、当該事務所で債務保証業務等の事務を行うことができること。
- (4) 支援業務に関して、県、市町、住宅確保要配慮者居住支援協議会、他の支援法人等との連携が図られていること。
- (5) 支援業務に係る会議への参加等により、住宅・福祉等の専門的知識や多角的視点を把握するなど支援業務に関して資質の向上が図られていること。
- (6) 要配慮者から対価を得て債務保証業務等を行う場合は、その内容や対価の額が法令等に照らして適切であること。

2 経理的および技術的基準（共管省令第43条第3項第2号関係）

「実施計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること」とは、次の各号の全てに適合していることとする。

- (1) 債務保証業務等を実施するために必要な財源を法人として十分に有していること。
- (2) 法人として債務超過の状態にないこと。
- (3) 過去3か年において、認可申請者またはその役員が支援業務に係る実績を有していること。
- (4) 法第62条第1号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）を自ら実施する場合は、法第72条第1項に規定する認定または家賃債務保証業者登録規程（平成29年国土交通省告示第898号）第3条第1項に規定する登録を受けていること。

3 知識および能力ならびに財産的な基礎に関する基準（共管省令第43条第3項第3号関係）

「前号に掲げるもののほか、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第29条に規定する知識及び能力並びに財産的な基礎を有するものであること」とは、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号）第29条の規定に適合していることとする。この場合において、同条第2号ハに規定する「行おうとする支援業務（債務保証業務又は残置物処理等業務に限る。）の内容、規模及び態様に照らして、当該支援業務を継続的かつ安定的に実施するに足りる財産的な基礎を有するものであること」とは、次の各号の全てに適合していることとする。

- (1) 債務保証業務を実施する場合は、被保証人の数等に応じて、当該業務を継続的かつ安定的に実施するに足りる財産的な基礎を有するものであること。
- (2) 法第62条第5号に掲げる業務を実施する場合は、委託を受ける要配慮者の数等に応じて、当該業務を継続的かつ安定的に実施するに足りる財産的な基礎を有するものであること。

4 債務保証業務等の公正な実施に関する基準（共管省令第43条第3項第4号関係）

「支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって債務保証業務等の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること」とは、次の各号の全てに適合していることとする。

- (1) 原則として、支援業務以外の業務を行う組織との間に適切な分離がなされていること。
- (2) やむを得ず支援業務以外の業務で営利目的につながる事業または利益相反関係にある事業を組織内に設けている場合は、支援業務とそれ以外の業務とをそれぞれ独立した部署で行うとともに、担当役員を置くこと。
- (3) 債務保証業務等およびその関連業務とそれ以外の業務とで区分経理がなされていること。

5 その他の基準（共管省令第43条第3項第5号関係）

「前各号に定めるもののほか、債務保証業務等を公正かつ適確に行うことができるものであること」とは、次の各号の全てに適合していることとする。

- (1) 債務保証業務等の実施のための意思決定がなされ、法人の定款等において債務保証業務等を実施するために必要な記載がなされていること。
- (2) 業務運営上知り得た個人情報の取扱いについて内部規則等で具体的な取扱いが定められている等、法令等遵守のために必要な組織体制、内部規則等が適切に整備されていること。

付 則

- 1 この基準は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第43号）附則第3条第2項の規定により認可をするかどうかを判断するための基準については、この基準の施行の日前においても、この基準の例によることができる。